

委員長及び副委員長の選出について

茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱第5条の規定により、委員長及び副委員長各1名を選任するもの。

委員長	
副委員長	

茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱【抜粋】

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。